

第六回 参議院法務委員会會議録第一号

昭和二十四年十一月十一日(金曜日)午後一時三十八分開会

委員氏名

委員長 伊藤 修君
理事 鬼丸 義齋君
理事 岡部 常君
理事 宮城タマヨ君
理事 大野 幸一君
理事 齋 武雄君
理事 大野 秀次郎君
理事 鈴木 安孝君
理事 遠山 丙市君
理事 岩木 哲夫君
理事 深川タマエ君
理事 来馬 琢道君
理事 松井 道夫君
理事 松村眞一郎君
理事 星野 芳樹君

本日の會議に付した事件

○橋本金二事件

○少年法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○刑事補償法案(内閣送付)

○委員長(伊藤修君) それではこれより法務委員会を開きます。先ず大野委員より發言を求められておりますから、これを許可いたします。

○大野幸一君 先の国会で檢察長官にお尋ねして置きました東京都庁に対するデモ事件で、橋本金二の捜査に對する質問、それに対する御答弁をお願いいたします。

○政府委員(高橋一朗君) 東京都庁デモ事件に際して起りました橋本金二の死亡の問題につきまして、檢察庁における捜査の結果を概要申し上げます。

これにつきましては、警察の方ですでに九十四のいろ／＼な報告をいたして、おつたのであります。更に檢察庁において、警察官、都電の従業員、都庁の職員、その他学生、医師など十八名につきまして調べをいたし、その他検証、鑑定等の捜査を遂げまして、その結論としては、この橋本金二の死亡原因につきましては、当時二階又は三階から警察官がこれを突落して死亡させたものであるというふうなことであったのであります。死因は肝臓破裂に基く出血死でありまして、その肝臓破裂は背中とか、或いは腹部を蹴るとか、或いは踏みつけるというふうなことによつて起る可能性があるのであります。大勢で揉み合つてゐる最中に下敷になつて、そのようになつたのではないかと、このような結論に達してゐるのであります。これにつきまして、事件の起つたのが五月二十日のことでありまして、檢察庁においては宿直検事がその夜直ちに現場に臨みまして実地を検分をし、更に死体につきまして東京の法医学教室に死因の鑑定を依頼し、その他の捜査をいたしたわけでありまして、先程申上げたような結論に達しました。

たことを項目を逐いまして若干申し上げたいと思つております。

死因は肝臓破裂による内出血によるものと認められるのであります。その肝臓破裂が如何なる原因によるものか、鑑定の結果は出ておりません。併し死体の検視及び検証の結果では、骨折の事實はありません。又高い所から落ちた場合には、通常打撲傷或いは皮下出血等も認められるものでありますけれども、そういう傷はございません。それから橋本が倒れておりました場所の側に、都議會議事堂三階の窓のあるのは、農地課農地係分室と社団法人東京都農地協会室であります。この入口は守衛の証言によりまして、当日鍵がかかつておつたので、誰も入つてゐるとは認められないのであります。それから只今の三階の方でありまして、二階の窓の方は都議會議員待遇室という部屋でありますけれども、その職員や、それから警察官、警察吏員の証言などによりまして、問題の起りました当日午後八時頃から十時二十分頃までの間には誰も入つていないというふうになつております。次に一階の窓であります。そこには丁度当時東交組合の遠山宏という人が上つておりました。そこから落ちたのではないといふことはつきりしてゐるのであります。でこの遠山宏或いは都の教員組合の石崎という人、或いはやはり都の教員組合の宮尾という人などは、橋本が高い所から落ちたのじやないかといふようなことを疑うに足るような供述をしてゐるのであります。これはよく調べて見ますという、現実に高い所から人が落ちて来たといふことを認めたものではないのであります。上から落ちて来る衣類のようなものに手を触れたとか、或いは被害者の倒れておつた姿が高い所から落ちたもののようであつたといふようなことから、落ちたのであるといふふうなことを言うに至つたといふことが認められるのであります。原因といたしましては、以上のような捜査の結果になつておりました。當時は下で警察官とそれからデモ隊との間に大勢の間で揉み合いがございまして、従つてその間に倒れて或いは踏みつけられる、何人の過失というわけにも行かない状態において踏みつけられるといふこともあり得るということでありましたので、恐らくはそんなことではないかと考えられるのであります。結局事件として何人かを被疑者に立ててこれを訴追するといふような段階には至らなかつたのであります。捜査の結果は概要以上の通りであります。

○大野幸一君 上の方から落ちたといふことが初め伝わつたために……それ落ちてたのではないといふことを言へば、それで責任を免がれるように捜査の方針が進んだようでありまして、重大なことは当時最後はこの肝臓破裂に基く出血死であるといふことが鑑定の結果分つて、そうして蹴られたといふ事實があれば、これによる肝臓破裂が生じたと考えられることは可能であつて、又証人はこれは現に調べられて分つておるわけでありまして、重要な証言で、

目撃者として橋本君が倒れて起上ろうとしたとき、傍らの一警官が左顔面を強打し、更に下腹部を靴で踏みつけたといふような証言があるものであります。こゝろいふ方面にちつとも捜査を向けられなかつたことが非常に遺憾であるが、いつこの証人を検問せられたか、これをもう一度伺つて、順次質問したいと思ひます。

○政府委員(高橋一朗君) 手許に参つております捜査結果の報告は六月六日附になつております。

それから只今御指摘の件であります。不起訴の理由といたしましては、單に上から落ちたものではないといふことの外に、橋本に對しまして何人が倒れておつた現場附近において、何人かが故意に或いは外力によつて、同人の肝臓破裂を招来すべき位置と考へられますところの脊部或いは腹部に對して殴るとか、或いは蹴るとかいつたような暴行を加えたといふような事實は、結局これを認められるに至る証拠を発見することができなかったものであります。

○大野幸一君 鑑定はいつ完成したものでしょうか。

○政府委員(高橋一朗君) 鑑定の日附はちよつと手許に分つておりません。それから鑑定の結果をちよつと申し上げます。肝臓破裂は、これは鑑定の結果の抜萃でございまして、兇器の種類といふようなことに關連いたしまして、肝臓破裂は生前問題の部分に鈍体が作用したために生じたものであります。これが棒等による殴打のため、

よく調べて見ますという、現実に高い所から人が落ちて来たといふことを認めたものではないのであります。上から落ちて来る衣類のようなものに手を触れたとか、或いは被害者の倒れておつた姿が高い所から落ちたもののようであつたといふようなことから、落ちたのであるといふふうなことを言うに至つたといふことが認められるのであります。原因といたしましては、以上のような捜査の結果になつておりました。當時は下で警察官とそれからデモ隊との間に大勢の間で揉み合いがございまして、従つてその間に倒れて或いは踏みつけられる、何人の過失というわけにも行かない状態において踏みつけられるといふこともあり得るということでありましたので、恐らくはそんなことではないかと考えられるのであります。結局事件として何人かを被疑者に立ててこれを訴追するといふような段階には至らなかつたのであります。捜査の結果は概要以上の通りであります。

或いは人混みの中で揉み合っている間に生じたと思われる可能性は少ないと考えられ、又三、四間の高所から落ちた場合には肝臓破裂が起り得るが、本件においてそのために生じたという確証はない。踏みつけられるとか、蹴られるとかいう事実があれば、それによつて肝臓破裂が生じたと考ええることは可能であるというふうなことになるのであります。

○大野幸一君 あなたの先程の御報告のうちに、五月二十日事件が起きたというのは誤りであつて、五月三十日であらうと思ふ。私の方では五月三十日だと思つておるが、五月二十日が正しいのか、どちらが正しいのか伺いたい。

○政府委員(高橋一郎君) 失礼いたしました。五月三十日が正確でございます。

○大野幸一君 それで鑑定の結果を綜合して起訴にしないことにしたというわけでございませうか。

○政府委員(高橋一郎君) さようでございませう。

○大野幸一君 この報告は実に過ちも甚だしいものと思料しますから、もう一度まじめに一つ報告して貰いたいと思ひます。鑑定は六月二十一日に報告されておる。而も不起訴は六月六日にされておる。この重大なる事件を僅か一週間を出でずして、鑑定の結果を待たずして不起訴にしておる。かくのごとき結果を喋々として報告されることは甚だ遺憾である。片方においてはたとえ国有鉄道の総裁であらうと、未だ以て捜査を打ち切らないという事実がある。一労働者なるが故にといつて、一週間であつさり片付けておる。今こ

こで喋々と述べられることは間違ひも大である。あれは絶対承服できないから、もう一度よくお調べをお願いしたい。そして更に御報告をお願いしたいと思います。

○政府委員(高橋一郎君) 不起訴の日は正確でありません。たゞここにあります要領というものは六月六日附になつておりますが、不起訴の点は直ぐ調べまして、後刻御報告申し上げます。

○委員長(伊藤修君) では少年法の一部を改正する法律案、刑事補償法案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、以上四案を議題に供します。先ず少年法の一部を改正する法律案について政府委員の提案理由並びに内容の御説明をお願いいたします。

○政府委員(牧野寛案君) 少年法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。少年法、これは昭和二十三年七月十五日法律第六十八号によるものでありますが、本年一月一日施行されましたが、同法第二條は少年とは二十才に満たない者と規定しているものであります。旧少年法は、十八才未満の者を少年といたしましたのに、新法はこれを引き上げたのであります。この規定通り実施いたしますと旧法時代に比し少年事件は、約二倍以上増加することが予想されたのであります。

ところが本法施行当時における家庭裁判所、少年院、少年観護所及び同鑑別所等少年事件取扱機関の人的物的設備の実情と犯罪者予防更生法がその後五月に施行される予定であつたこ

とよりこの激増する少年事件に対する受入態勢が極めて不十分であつたのであります。そこで少年法第六十八條により、同法施行後一年間は、少年法は旧法同様十八才未満の者とするということにいたし、この一年間に二十才未満に引き上げる場合の受入態勢の整備に努めることにいたしましたのであります。ところがすでに同法施行後十ヶ月になります。この受入態勢の整備工作の進展が裁判所側、法務府側とも十分でなく、今日では昭和二十五年一月一日より少年の年齢を新法の常則通り二十才未満に引き上げた場合には、到底激増する少年事件を滞りなく処理し得ないものと思われまします。更に一年間少年法の常則に則ることを延期し、その受入態勢の整備をなし、少年事件の処理に遺憾なからんことを期したいのであります。

以上が改正の要旨であります。慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(伊藤修君) それでは質疑は後に一括してお願いすることにいたしまして、次に裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、並びに検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について提案理由並びに内容を御説明願ひます。

○政府委員(牧野寛案君) 只今議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由を便宜一括して御説明申し上げます。

裁判官の報酬等に関する法律及び検察官の俸給等に関する法律は、昨年六月第二回国会において成立し、同年七月一日から施行せられ、その後、同年十二月第四回国会において、それの一部が改正せられ、同年十一月一日に遡つて適用せられて今日に及んでおりますことは御承知の通りであります。この第四回会における改正法は、政府が同国会の当初に提出した「昭和二十三年十一月以降の政府職員

の俸給等に関する法律案」と題する職員総平均の月収五千三百三十円を基準とする一般政府職員の給与に関する法律案の例に準じて立案せられたものであります。然るにその後御承知のような経緯によつて一般政府職員に関する「昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案」は、職員総平均の月収基準が五千三百三十円であつたのを六千三百七十四に改め、この基準による「政府職員の給与実施に関する法律の一部を改正する法律案」に修正され、この修正法案が両院を通過成立して、本年一月一日から施行せられておるのであります。そこで裁判官及び検察官につきましても一般政府職員の場合にないその給与基準を引上げる必要がありまします。この両法律案を提出いたしました次第であります。

この両法律案の別表に掲げる報酬又は俸給の各月額を現行法の別表と比較しますと、認証官たる裁判官及び検察官、判事、二号以上の簡易裁判所判事並びに四号以上の検事の報酬又は俸給の月額については何らの変更がなく、その他のものについてはのみ一般政府職員の俸給月額増加に準じて月額二百三十七円から一千二百円までの増加になつており、その増加率は、一分六厘から一割四分となつております。

この両法案におきましては、右別表

の改正の外、他の法律の改正に伴ふ法

文の字句の修正及び別表の俸給月額

の増加に伴う副検事の特別俸給の月額

の増加に伴う副検事の特別俸給の月額

の増加に伴う副検事の特別俸給の月額

の増加に伴う副検事の特別俸給の月額

の増加に伴う副検事の特別俸給の月額

の増加に伴う副検事の特別俸給の月額

の増加に伴う副検事の特別俸給の月額

の増加に伴う副検事の特別俸給の月額

の増加に伴う副検事の特別俸給の月額

の増加に伴う副検事の特別俸給の月額

の増加に伴う副検事の特別俸給の月額

の増加に伴う副検事の特別俸給の月額

の増加に伴う副検事の特別俸給の月額

の増加に伴う副検事の特別俸給の月額

の増加に伴う副検事の特別俸給の月額

の増加に伴う副検事の特別俸給の月額

の増加に伴う副検事の特別俸給の月額

しますと、その補償原因及び補償不成立条件について改正を要する点があるばかりでなく、民法の改正に伴い補償を受けるべき者の順位及びその相互の關係について改正を要する点があり、国家賠償法の制定に伴い、同法による補償との調整を図る必要もあり、更にまた拘禁による補償の金額が一日五円以内という現行法の規定は如何にも現狀に適しないのであります。かくして、すでに昭和二十一年秋の臨時法制調査会においても、現行刑事補償法は改正すべきものとしてその改正要綱の答申があり、政府においても、引続きその全面的改正準備を進めて参り、刑事訴訟法の改正の終るのを待つて昨年暮の第四回国会に刑事補償法を改正する法律案として提案したのであります。ところが、不幸にして審議未了となりまして、当時の国会における論議を参照しつつ、再検討を加えた結果ここに改めて本案を提案する運びに至つたのであります。

そこで、本案の内容の御説明に入ります前に刑事補償の本質について簡単に申述べて置きたいと思ひます。この問題は、刑事補償が国家賠償とその本質を異にするかどうかという面から論ぜられていたものでありますが、本案においては、刑事補償はそれが損害の填補である点において国家賠償とその本質を同じくするものといはれました。従つて刑事補償が国家賠償と異なるのは、国家機関の故意又は過失を補償の要件としなかつた及び補償の額が定型化されてゐることの二点に止まるのであります。国家機関に故意又は過失がある場合には、刑事補償を受け得るばかりでなく、刑事補償によつて填補せ

られない損害については、国家賠償を受け得ることになるのであります。次に本案の内容について現行法と相違する主な点を御説明いたします。

第一点は、補償原因の拡張であります。現行法においては、刑事訴訟法上の未決勾留及び刑の執行についてのみ補償すべきことを定めてゐるのでありますが、本案では新憲法第四十條の趣旨に則り、刑事手続上のすべての抑留及び拘禁、刑の執行並びにこれに伴う抑留及び拘禁のすべてについて補償をすることとしたしました。少年法及び経済調査庁法の規定による抑留及び拘禁もそれが後に刑事手続に移る場合があり、これらも補償原因に加えたのであります。

第二点は、補償不成立条件の整理であります。現行法第四條においては補償不成立条件を相当広く規定してあり、この規定によつて、運用の實際において補償を阻まれる事例が少なくなつたのであります。然るに新憲法は、無罪の裁判を受けた者には特別の場合を除き必ず補償をすべきことを要求してゐる趣旨と解されますので、現行法第四條に規定する補償不成立条件を整理し、單に(一)本人が、捜査又は審判を誤らせしめる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を偽造する等により、起訴、未決の抑留若しくは拘禁又は有罪の裁判を受けるに至つたものと認められる場合(二)一個の裁判によつて併合罪の一部について無罪の裁判を受けた場合のみを補償不成立条件とし、而もこの場合にも裁判所の健全な裁量によつて補償の一部又は全部をしないことができるものとしたのであります。

第四点は、補償金額を引き上げた点であります。現行法では、身体を拘束した場合に一日五円以内、死刑の執行による場合には裁判所の相当と認める額を補償することとしてゐるのであります。今回は、身体を拘束した場合に、一日二百円以上四百円以内とし、死刑の執行による場合には五十万円以内で裁判所の相当と認める額を補償することとしたしました。旧案と異なるのは、死刑の執行による補償について一万円以内とありましたのを、如何にも低きに過ぎますので、五十万円以内とした点であります。

第五点は、国家賠償との調整を図つた点であります。旧案によりますと完全な国家賠償を受けて、刑事補償の請求があれば、尚百円以内のノミナルな補償をすることになつてゐたのであります。これを刑事補償を国家賠償の一種と考えれば必要のないことになりましたので、本案では、かような場合には、補償をしないこととしたしたのであります。

第六点は、補償の決定をしたとき

は、申立により決定の要旨を官報のみならず新聞紙にも掲載して公示すべきものとしました点であります。この点は、現行法制定当時から要望のあつた点でありましたが、今回十分ながらその一部の実現を図ることとしたしました。

以上簡單ながら、刑事補償法案の内容を御説明いたしました。尚本法による補償は新憲法施行の日以後補償原因の生じた場合にも遡つて適用することとし、本法の制定が今日まで遅延したため冤罪者の蒙る損害を最小限度に止める措置を講ずることとしたしました。

何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを希望いたします。

○委員長(伊藤修君) 向これより逐條について簡単に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋二郎君) 刑事補償法案につきまして簡単に御説明いたします。

この法案は、第一條から第五條までが実体的規定、第六條から第二十三條までが手続規定、第二十四條が補償公示に関する規定であります。尚附則にも重要な規定を含んであります。

第一條關係、これは本法案中最も基本的な規定であります。新憲法が抑留又は拘禁後無罪の裁判を受けたときに、すべて補償の請求ができることと定めておきますので、現行法第一條のように未決勾留と刑の執行のみを補償の対象にするだけでは不十分で、逮捕、勾引は勿論、刑の執行に伴う抑留拘置まで、すべて補償の対象とする必要があり、旧案でも少年法、経済調査庁法、犯罪者予防更正法による抑留、拘禁が補償の対象となつておりませんでし

た。本案はこれらの点を補正いたしましたのであります。これによつて刑事手続上のあらゆる抑留、拘禁及び刑の執行を受けた者が無罪となつた場合には、補償の請求をすることができるようになるのであります。ただ第三條に例外のあることは、第三條につきまして申上げる通りであります。

第二條、現行法では補償請求権の相續を認めず、本人が死亡し、又は死亡した者について無罪の裁判があり、一定の範囲の遺族が大家家督相續の順位によりまして受償主となることになつており、旧案はその考え方を踏襲しておつたのであります。刑事補償は現行法制定当時の考え方、つまり損害の補填ではなく、國家が補償金を交付することにより遺憾の意を表するといふ考え方によるべきものではなくて、國家賠償法による賠償とは同一ではございませんが、ややそれと似た損害の補填と考へるものが、新憲法に國民の基本的な權利として刑事補償請求権の認められるに至つたことからして適當ではないか、そうならば民法の原則の適用を特に否定する理由に乏しいので、現行法及び旧案のような特別規定を置かず、相續の対象とするものといたしました。ただ相續の対象とするを申しましたが、本人が一度も請求をしないで死亡した場合にも相續の対象となるかどうかにつきましては、民法上のいわゆる慰籍料請求権に関する判例と學說との間に争ひがあるように思われますので、特に本條第一項を設け、相續されるものであることを明らかにいたしましたのであります。

更に死亡した者につきまして無罪の裁判があつた場合には、特別の規定が

ない限り相続の問題を生じませんので、特に本條第二項を設け、第一項と相俟つて、この場合にもやはり相続されるものとして、統一的な解決を図つたのであります。

第三條、これも又重要な規定でありまして、いわば第一條の例外をなす規定といふことができます。現行法四條ではこの例外が極めて広範囲で、心身の故障による無罪の場合及び起訴された行為が犯罪にはならないが、公序良俗に反する場合に補償をせず、本人の故意又は重大な過失が起訴勾留、有罪判決の原因となつたものと認められる場合にも補償しないこととなつておつたのであります。新憲法第四十條との關係上、かような広範囲の例外は許されないものと思われまゝ。旧案の四條では、現行法の規定を大幅に整理いたしたのであります。尚多少明確を欠く点がありましたが、本案は旧案の規定を修正し、趣旨の明確を期したものであります。本條程度の例外は、憲法第四十條と第十二條とを併せ考えれば許されるものと考えておるのであります。

第四條、これは補償の内容、つまり如何なる内容の補償をするかを定めた規定でありまして、一般には最も利害關係の多い規定であると思ひます。現行法の五條では、身体を拘束した場合に、一日五円以内の補償金、死刑の執行の場合には裁判所の適當と認める額の補償金、財産刑の場合には徴収した金額に相當する補償金、没收の場合には、没收物、その売却代価、又は追徴金に相當する補償金を交付することになつております。旧案ではこれを大幅に拡張したのであります。本

案は旧案を踏襲しつつ、そのうち、死刑執行の場合の補償金一萬円以内を、五十萬円以内に引き上げ、財産刑及び没收の執行による補償の場合の利息に相當する加算額の算出基礎を明確にいたしました。一日二百円以上四百円以内とした理由は、現行法の一日五円以内という額の基礎が明確でありませんので、その五円が現在幾らに相當するかの算定に困難を生じたのであります。が、旧案作成當時物価指数、賃金指数などを考慮し、特殊な事例ではござい

まするが、刑事訴訟費用法に定める証人の日当の引上率の引き上げを考えまして、まあこの程度で相當であるといふことになつたのであります。

第五條、刑事補償と損害賠償との關係に關する規定であります。現行法には勿論かような規定はありません。旧案におきまして初めて生じた問題であります。旧案では、刑事補償は損害賠償ではないという考えを推し進め、仮に全額の損害賠償を受けまして、尚百円以内で名目の補償をするといふことになつたのであります。本條は、このような考え方につきましては、旧案審議の際にも批判を加へられたところであり、理論付けに困難な点もあります。本案では現行法以来旧案に至るまでの考え方を一掃し、刑事補償も損害賠償と同様、損害の補填であると観念いたしました。その結果全額の損害賠償を受ければ、損害は補填されておりますので、更に刑事補償をする必要はないといふことになりました。本條前段が旧案と異なつるのは、かような理由によるのであります。本條の他の法律と申しますのは、現在では国家賠償法と民法でありまして、他

にはございせん。

以下手續規定に入ります。

第六條は、補償請求事件の管轄機關を定めた規定であります。現行法六條及び旧案の六條とその内容を同じくしております。

第七條、補償請求の出訴期間を定めた規定であります。現行法九條及び旧案七條では、六十日となつておりますのを、本案では三年といたしました。その理由は補償請求権者が現行法及び旧案では容易に確定することになつておつたのであります。本案では相続人が補償請求権者となる關係から、相続人の確定に相當日時を要する場合も想像されるのであります。三年といひましたのは、民法の不法行為による損害賠償請求権の消滅時効期間が三年であるのを參照したのであります。尚時効期間としなかつたのは、時効中断によつて迅速な手續の完了を期し得ないからであつて、時効期間としなかつたことによりまして、格別不都合は生ずることとはないと考へるのであります。

第八條、本條中、本人との続柄を疎明する点は、現行法第六條第二項にも同趣旨の規定がありまして、特に説明を要しないと思ひます。同順位の相続人の有無を疎明する点は、第十條第十一條との關係で必要な規定であります。旧案では、本條のような規定は、裁判所の規則に譲る意味で設けられておりません。

第九條、これは現行法八條及び旧案十條と同一の規定でありまして、特に説明を要しないと思ひます。

第十條、刑事補償は無罪の裁判を受けた者即ち本人について補償請求権の存否及び補償の範囲が定められるので

ありまして、本人が死亡した場合における相続人の数、その相続分の如何には何ら關係がございせん。従つて数人の同順位の相続人があります場合に、その一人から補償の請求がありましても、本人に対する關係で補償すべきかどうか、補償するとすれば補償金の範囲はどうなるかが決定せらるべく、相続人一人々々の受ける補償金が幾ばくであるかは、その後の問題になるのであります。一方、補償決定確定前の補償請求権は、その存否及び範囲が未確定の状態にあるのでありますから、それが相続された場合にも、当然分割されるのではなく、一個の債権の共有關係を生ずるものと解せられるのであります。従つて特別の規定がなければ、民事訴訟法に規定する必要的共同訴訟の形態によつて請求が行われなければならぬと考へられるのであります。

これらの關係を考慮し、且つ刑事補償の性質上、簡明迅速な手續が望ましいといふことも併せ考へまして、本條を設けることにしたのであります。旧案八條と同趣旨の規定であります。刑事補償の性質を旧案と異り、損害の填補と考へながら、尚旧案と同様な本條を設けた点にその意味があるのであります。

本條において全員のため全部につき請求があつたものとみなされる結果、請求人以外の者も、みづから請求した場合と同一の利益を受け、且つ請求人は、その相続分に拘わらず、全額の請求をしたものとみなされるのであります。これに反する請求は許されないのであります。併し、請求をした者以外の者は、請求の利益に与り得るだけで、当然手續上も請求人として取扱われる

わけではないのであります。一方、全員のため請求したものとみなされる以上、別に独立の請求をすることは認められないのであります。そこで、本條第二項において、共同請求人としての手續参加を認め、その権利保全の途を開くこととしたのであります。現行法では補償請求権者が数人あることは考へられないので、本條のような規定はないのであります。

第十一條は、第八條において御説明いたしました通り、第十條との關係において同順位の相続人の権利保全を圖つた規定であります。

第十二條は、補償の請求をすることが出来る同順位の相続人が数人あります場合には、その一人のした補償の請求は、全員のためその全部につきしたものとみなされるのであります。請求人單獨の意見による請求の取消を認めることは妥當でないもので、本條が設けられたものであります。現行法及び旧案には、このような規定はございせん。

第十三條は、これは當然のことを規定したものであります。現行法七條では、取消をした効果は、その後順位者にも及ぶことになつておりました。本條では、これに反して、取消をした者が死亡し、尚第七條に定める期間内であれば、その相続人は請求をすることを妨げないのであります。

尚第十二條の規定によつて他の者の取消に同意しても、自己の請求権は失われないのであります。従つて同意をした者が新たに請求をすれば、先に取消をした者も第十條によつてその利益に与ることが出来るわけになる。ただ取消をした者と、同意をした者との間に

内部関係として問題が残るに過ぎないのであります。旧案第九條は、本條と同じであります。

第十四條は、補償の請求があつたときの裁判の形式が決定であること、決定をするについては、檢察官及び請求人の意見を聞くべきこと並びに決定告知の方式を定めたもので、現行法第十條第一項及び旧案第十一條第一項と同様の規定であります。

第十五條は、補償の請求を却下する裁判に関する規定で、現行法第十條第二項では、請求の方式が違法である場合にも、請求が実質的に理由のない場合と同様、請求を棄却する裁判をすることになつており、旧案第十一條第二項でも、現行法と同様であつたのであります。第十七條の關係から、形式的裁判と実質的裁判とを区別する必要があり、特に本條を設けたのであります。

第十六條、現行法第十條第二項及び旧案第十一條第二項と同趣旨の規定で、第十五條で述べたこと以外に附加して説明すべき事項はないと思ひます。

第十七條は、第十條に対応する規定でありまして、同條とは不即不離の關係に立つものであります。

第十八條、補償請求手續の受継に関する規定であります。補償の請求をするので同順位の相続人が数人あります場合に、そのうちの二人以上の者が請求をしておるならば、うち一人が死亡したり、相続人たる身分を失ひまして、他の請求人がおりますので補償手續を進めることができます。

死亡した者の相続人は、第十條第二項によつて改めて共同請求人として手續

に参加することが可能であり、その参加は、第七條の訴訟期間の制限を受けませんから、何時でもできるのであります。ところが請求人が一人であり、かつ場合、つまり共同請求人もない場合には、その者が死亡いたしますと、適法な請求がないことになつて、請求却下の裁判を受けることになり、死亡した者の相続人から改めて補償の請求をすることもできず、死んでしまふわけになります。

第十九條は、補償の決定及び補償の請求を棄却する決定に対する不服申立てを認めた規定であります。旧案の第十四條と同趣旨の規定であります。旧案に比し準用規定を整備してあります。現行法第十一條は、補償の請求を棄却する決定に対してのみ即時抗告を認めておつたのであります。本案は、それを補償の決定につきましても拡充いたしました。補償金額の多寡について争ひ争ひを開くためであり、檢察官には不服の申立権はありません。

第二十條補償拂渡の管轄裁判所、拂渡請求の効果、請求を受けた裁判所の通知義務に関する規定で、補償請求に関する規定とは同趣旨のものであります。

補償金額が確定した後の拂渡につきましても、数人の拂渡を受けることができる者の各目の相続分に依りて拂渡すことも考えられますが、相続分について争ひある場合もあり、その

の確定を待つて拂渡をするよりも、むしろ拂渡は急速に行い、相続人間の分配は相続人等に一任するのが相当であるという考えに基いて本條を設けたのであります。

尚補償拂渡請求権は、一般の国に対する債権の例に従ひ、金銭の給付を目的とするときは五年、物の給付を目的とするときは十年であります。現行法の十三條第二項では、拂渡請求の期間を一年とし、旧案の十六條第二項でも同様であつたのであります。本案では、かかる理由に乏しいので、本案ではかような規定を削除することにいたしました。

第二十一條、補償決定の効力に関する第十七條と同趣旨の規定であり、本條を設けた理由は、第二十條の御説明の際述べたところと同様であります。

第二十二條、補償請求権及び補償拂渡請求権の譲渡禁止に関する規定で、現行法第十四條及び旧案十八條は、補償請求権についてのみ譲渡禁止の規定があつたのであります。補償請求権の方は當然その性質上譲渡できないものとせられていたものであります。本案では、補償請求権自身も損害賠償請求権と同一の本質において異なるものと観念するに至りましたので、特別の規定のない限り譲渡は禁止されないことになりました。併しながら刑事補償の請求権は、その確定前であるかと否とを問はず、譲渡を許すことは妥当ではありませぬので、本案においても特に明文を設けてそのことを明らかにいたしましたのであります。譲渡禁止は差押の禁止を含むこと勿論であります。

第二十三條、刑事補償請求に関する手續が原則として刑事訴訟法の決定手續に準じて行われるべきことを明らかにした規定でありまして、現行法十八條、旧案十九條にも同趣旨の規定があります。

刑事補償の性質を損害賠償と異ならしめるものと考えても、民事訴訟のような複雑な手續によることの必要はなく、刑事手續の一環としての簡明な手續による方が適當であると考へます。

第二十四條、補償決定のあつた場合の公示に関する規定であります。現行法十九條及び旧案二十條にもすでに同趣旨の規定がありますが、本案は、第一、官報以外に新聞紙にも公示すべきこと、第二に、公示を求める申立の期間を二箇月に制限したこと、第三、公示の内容を補償決定の要旨としたこと、第四、全額の損害賠償を受けたという理由で補償をしない場合にも申立があれば公示だけをするにとした点において旧案と違ひ、第一の点には、官報に公示することは國家が公に名譽回復を図るという意味ではよいのであるが、広く知らせるという意味では不十分でありますから、新聞紙を加へることとしたのであります。如何なる新聞紙に公示するかは具体的事情に依り、申立人の希望をも參照して裁判所が定めるのであります。第二の点は、期限を定めないので適當でないからであり、第三の点は、補償決定のうち裁判の主文及び要旨は明示されているので、刑事補償の公示としては現行法及び旧案のごとく、裁判の主文及び要旨と補償をした旨のみよりも、補償決定の要旨の方が妥當であるからであります。第四の点は、旧案では全額の損害賠償を受けた場合にも百円以内の名目的補償をすることになつてお

りますので、この規定がいらないのであります。

次は附則であります。第一項は、施行期日を定めた規定であります。補償決定の要旨を新聞紙にも公示することは、本案の初めて採用した制度でありまして、予算の關係を考慮いたしまして、明年四月一日以後決定の確定した事件にのみ適用することといたしました。

第二項、旧案では現行法を改正する形式によつておつたのであります。現行法を全面的に改正すること、現行法を廢止して新たに法律を制定することの間に實際上の差異はなく、むしろ廢止制定の形式を採用の方が常識的であり、本案ではこの廢止制定の形式を採用することといたしました。本項はその意味の規定でございます。

第三項は、経過規定の原則でありまして、特に説明を要しないと思ひます。要するに新法を適用して適用することを示しているものであります。

第四項は、昭和二十二年五月三日、日本國憲法施行と同時に刑事補償法も本案とは同様の内容に改められなければならないのであります。特に補償すべき場合、補償請求権者の範囲、補償金額等につきましてもさうであります。併しながらそれが諸般の事情によりまして今日まで遅延したため、本案を憲法施行の日まで遡及して適用し、その間に無罪の裁判を受けた者を救済する必要があるものであります。現に請求中の者、又はまだ請求をしておりませんが、現行法によつても向請求権を喪失していない者は、附則第三項によりまして本案による補償を受けることができるが、すでに現行法

による請求期間を徒過した者、又は現行法では請求権を有しなかつた者、例えば現行法第四條第一項に該当する者、逮捕されて七十二時間留置せられたが、勾留はされなかつた者等であり、このような現行法では請求権を有しなかつた者、或いは現行法により一日五円以内という僅少な補償しか受け得なかつた者は、特別の規定のない限り本案による救済を受け得ないこととなるのであります。そこでこれらの者もすべて本案による補償を受けることができよう、この第四項を設けたのであります。

第五項は、第四項によつて、現行法により一日五円以内の補償金を受けた者も、本案による補償の請求をすることができると、重複を避けるため前の補償金を差引くべきことを定めたものでありまして、当然の規定と考えるのであります。

第六項は、補償決定の官報公示も又第四項の事件につきましては、特別の規定のない限り重複して行われることとなりますので、これを避けるために設けられた規定であります。

第七項は、刑事訴訟法を前提として立案されておりますので、第四項において旧刑事訴訟法及び刑事訴訟法急指置法当時の無罪事件にも、本案を適用することとすれば、旧刑事訴訟法に規定する事項と刑事訴訟法に規定する事項との関係を明らかにする必要があり、本案はそのための規定であります。

第八項、刑事訴訟法急指置法はすでに効力を失つておるのであります。が、同法に規定されていたいわゆる特別上告は、新刑事訴訟法に取入れられ

ないもので、これを本案による刑事補償の対象とするため本項を設けたのであります。

第九項は、第七項と同趣旨の規定であります。第七項の方は本案施行前に無罪の裁判の確定した事件に関するものであります。旧刑事訴訟法及び急指置法の適用のある事件は、刑事訴訟法施行法により向分続きますので、本項はかような事件に関する規定であります。

以上を以て一応の御説明を終ります。

○委員長(伊藤修君) では以上四案について、これより質疑に入ります。

○松村眞一郎君 少年法の一部改正の法律案の理由として「整備工作の進展」という点、「受入態勢の整備」ということを言われておるのでありますが、これは予算関係ですか、人的物的の受入態勢が整わないという意味なんです、金が無いという意味ですか、若し予算関係であれば昭和二十六年の四月から始まるようなことにならないかと、一月という関係がちよつと分らないのですが、どうですか。

○政府委員(牧野寛案君) お尋ねの点でございまして、丁度政府委員が衆議院の法務委員会に出ておりますので、後刻詳細に御説明いたしたいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 只今の答弁は留保することにいたします。

○松村眞一郎君 刑事補償法案の点で相続人が数人ある場合に、一人が請求を取消したという場合、そうするとその請求権は、例えば五人の相続人の中で一人が取消した、均分の場合を相続して、そうすると残の人は五分の四だ

けの請求権が残るのであるか、やはり全額の請求権は取れるのであるかどうか、その点はどうか。

○政府委員(高橋一郎君) 全額残るものと考へます。

○松村眞一郎君 それでは、元は自分は五分の一しか取れないに拘わらず、五分の一以上取れるということになると、それはやはり譲渡ということになりませんか、相続分の譲渡ということ……相続だけは今度認める、併し移転は認めないということの説明しておられるわけですね。そうすると相続分というものは初めから決まつておるわけですが、五分の一しかない等なんです。それが殖えればやはりそれは権利の移転じゃないですか。

○政府委員(高橋一郎君) その場合にはやはり譲渡とは性質が違つて考へるのであります。

○松村眞一郎君 議論になりますから、もう少し私も検討して見ますけれども、相続分というものは初めから決まつておるわけですね。不可分の相続はしますから、その点は私はいいと思ひます。ですからむしろ請求すること

ができないと思ひけれども、賠償を受けることができないということになれば、実体的にも失つてしまふわけなんです。この意味は、請求することとはできない、受けることはできないという明文でないのだから、その点においても幾らか疑いがあると思ひます。受けることができないということになると、五分の四になつてしまふわけですね。併しながらこれは請求することができないのだから、実体的権利はなくならないという思想であつて、その方がいいと思ひます。私は考へとしては、

それであれば内部的の問題だから、あとから請求は国に対する関係で放棄したけれども、相続人の内部関係において相率らず五分の一請求しても一向差支ないじゃないか。国家がそこまで干渉して請求をしなかつたにも拘わらず、依然として全額を国としては支拂うつもりであるというならば、手続の上において放棄したからといって、あと内部関係においてその人が貰われないといふところまで進んで干渉と言いますか、考へることは必要ないじゃないかというように考へますが、この点どうですか。

○政府委員(高橋一郎君) お尋ねの御趣旨は、請求を取消しておる者に対しては実体的にも受けることができないとして、相続分をやらなくていいじゃないかというお尋ねでございまして、

○松村眞一郎君 その思想でないというところと移転という問題が起りはしないかというところは私は疑つておる、先程申しましたごとく、併し移転を禁じたがいかにどうかということになると、むしろ立法論としては相続はいいけれども、移転はいいけないというところを言う理由の方が、私にはまだ十分分らない。

もうすでに或る財産的請求をするという権利であれば相続はいいけれども、他人にそれを移転してはいかないというところは、相続財産という見地から見ると少しおかしいのじゃないかという感じがするのですね。移転をして見てもそれは財産権になつておるわけ、人格権という程のことでもないのです。いろいろ拘禁を受けたらすると、財産上の損害を受けておるのですね、それを賠償する趣旨であつて、名譽を回復するといふ思想とは思われな

若し名譽回復であれば、それは人権であつて、移転は許さないと云ふのが当然と思ひますが、どうもこれは財産権の関係で、金銭上の賠償ということになつておるうちに考へられる。五十万円とか、二百円乃至四百円というように考へることは名譽の關係とは思われな

身分如何に拘わらずその金額を超過することはできない。それでそこに範圍があるのか。まだもう少し理由を承わりたいと思ひます。何故そういう二百円乃至四百円というように考へるのか、五十万円以下とするのか、皆同じ金額でいいじゃないかという考へも

疑いとして思ふのです。どういふような場合にその間の伸縮をするのか。二百円と五百円の範圍、五十万円以下となつた場合、以下はどこまで下がるのであるか。どんなような区分をして金額を査定するのであるか。いわゆるここに書いてある健全な判断とかいふふうな言葉を使つてある。健全といふことはどういふ意味か。少し了解し難いと思ひます。

○政府委員(高橋一郎君) 死刑執行に対する補償の五十万円以下というのは、御指摘のように少い方の額の制限は法律上はございせん。裁判所の判断によりまして、具体的に又安当な金額を受けるといふ考へであります。

○松村眞一郎君 私は下を決めないといふことがよくないと思ひますが、少くとも生命を失つたというふうな場合には以下といふようなことにすると、何だか分らないというふうな法律で進むといふことは私としては少し疑問にする、或る程度の金額は必ず支拂つていいのじゃないかと思ひ、死亡した場合にはそう考へますが、その点如

何でしょう。

○政府委員(高橋一郎君) 五十万円以下というところで、裁判所の方の判断で先ず適正を期し得るだろうというふうに考えましたのでありまして、他に深い意味はございません。

○松村眞一郎君 私はやはり最低は考えた方がいいんじゃないかと思ひます。刑法でも最低最高が決まつておるのですから、凡そ何かの判断をつけて或る金額は必ず出すということにしないという、健全なる判断に委せるといつて、国が最低のことは自分でも何にも考えていないということとは、これは人命に対する考慮が不親切じゃないかというふうに感ずるのですが、何らか如何なる場合でもこのくらいは出すというところが、いろいろ事例であるのじゃないかと思ひます。鉄道の場合の見舞金であるとか……世の中に大体の例ができてゐる、その健全なる判断の最低は、国として定めて私はいいのじゃないか、それは御考慮を煩わしいと思ひます。

○政府委員(高橋一郎君) その点尙研究したいと思ひます。

○大野幸一君 その研究されるついでに、三十歳で死刑になる人、四十歳で死刑になる人、五十歳で死刑になる人、こういう三段ぐらいで……四段でも五段でも尙結構ですが、例のホフマン式計算法によつて、どれほどのくらいであるということ、それから、それが生活平均からどのくらいであるという数字の根拠を出されないと我々は承認できないので、ただ五十万円程度だということ、丁度電車に轢かれて死んだ人にそのくらいやろうじゃないかという、そんな程度ではいけないの

で、むしろこれは五十万円以上とするならば意味があるけれども、現下の情勢から、五十万円以下であつては權利を制限するものである。電車にぶつかつて死んだつて五十万円ぐらい取れま

す、過失があれば……三鷹事件では七十万円ですから、裁判所の裁判によつて、誤判のために死刑になつた人が五十万円以内というのには二十万円損をする、どうかこの点については前發言者からおつしやつたように考究をなされたい、こう思ふのであります。ということ、資料を一つ出して頂きたい。

○委員長(伊藤修君) 四條の一項では一律に二百円以上というので下を括つてゐるのですが、三項で下を括らないという立法理由は……

○政府委員(高橋一郎君) その点一つ研究して置きます。

○松村眞一郎君 今の二百円以上四百円以下というのはどういうふうな工合に考へておられるのですか。健全なる判断の、凡そあなたの方の考へた健全なる判断は、どういふふうな工合に切り盛りするつもりですか。

○政府委員(高橋一郎君) この金額につきましては第四條の第二項において「拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、うべきであつた利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに警察、檢察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情」ということになつておるのであります。まあここに書き上げましたようなことなどを参考にして、斟酌して金額を決めるといふような考へ方になつております。

○大野幸一君 とにかくこの機会に甚だ苦言であるけれども、これはもう国民の代表者として申上げざるを得ず、どうも法務庁政府委員の人です、少し誠意が足りないんじゃないのじゃないかと思ふのだが、先程の私に対する答弁といい、まあそのくらいでよろうという数字で根拠はないと言ひ、これはもう一つ皆さん政府委員において、昔のいわゆる政府委員の様に正々堂々と我々に対して反響的の行為に出られるように、追つて答弁するとか、今は間違ひましたと言ふのはこれは困るのです。政府委員をして我々教へて頂くくらいに一つやつて頂きたい、こう思ひます。

○政府委員(高橋一郎君) 答弁が誠に拙劣でございまして、いろいろ誤解を受けるのじゃないかと思ふのですが、併しこの刑事補償法案につきましては、前回の国会の御審議の際にいろいろ御意見が出ました点などを十分にこれは取入れて、改めてこれは一つ考へ直したものであります。只今の死刑の補償の場合にも、価格の点につきましては尙若干考へて見たいと思ひますが、決して国会の御審議を輕視するどころじゃなくて、本當にこれはよく取入れたつもりでおるのであります。

○大野幸一君 いや、あなたは私の言つたことは必要はないとおつしやるのですか。もう少しよく研究して頂きたいと思ひます。

○政府委員(高橋一郎君) はあ、そういうつもりでおります。

○大野幸一君 例へば議員が調査を求めたときに、先程の鑑定書は六月二十一日に出ていますが、その鑑定の結果を斟酌して六月六日と……あなたの法務庁として六月二十一日に鑑定書ができ、それを斟酌して六月の六日に不起

訴の決定をするなんということを堂々とおつしやつてゐる。私は知つてゐるからいいけれども、知らなかつたらこゝで済んでしまふ。そういう点です、私の申上げますことは……

○政府委員(高橋一郎君) 先程の橋本金三氏の死亡の問題に関する不起訴決定の日にちでございまして、尙私この点誤まりのないように帰つてから記録に基いて直接調べて見たいと思ふのであります。一応電話で連絡を取つて調べて見ましたところによりますと、六月七日の不起訴になつておるやうであります。で鑑定の方は、鑑定の書類ができましたのが、二十九日のように報告を受けておるのであります。で實際の鑑定の内容は当時鑑定の直後に法医学教室の方から口頭の報告は受けてゐるのであります。で實際にもそういう例は外に幾らもあるのであります。例へば拘留期間中に起訴をいたします場合に、鑑定書ができておらないことが通常でございまして、この場合もそういう例によつたのではないかと……

○大野幸一君 それは拘留中の者は判定書ができるまで一応起訴して置くということはできないでしょう。併しこれは犯人が分らないわけですから、分らないのを判定報告が来るまで待てないからして、起訴にする理由がどこにあるか。大体この事件は一労働組合というので侮蔑されたという労働組合の不滿がある。これを私は法務庁に反省を求めたいと思つてやつてゐるのです。もう一つお伺ひしたいと思ひます

が、その告発事件があつたようですが、それについて調べてゐるか調べてないか。

○政府委員(高橋一郎君) 今の点で尙よく記録に基いて誤まりのないところを、只今のお尋ねの件と一緒に御報告したいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 今の大野君の質問に對しましてはよく調査して後日御答弁を願ふことにいたします。他に御質問ありませんか。裁判官及び檢察官の報酬及び俸給に関する法律案に関する資料は別に出ないのですか。

○政府委員(野本新一君) 資料は国会の方に廻してあります。

○委員長(伊藤修君) それから俸給の資料でありますとか、それから処理されたものと未済のものとか、そういう仕事の面におけるところの統計を渡して頂けないでしょうか。でき得れば過去におけるところの例へば戦前の二十年から二十年当時の裁判官檢察官の仕事の量……

○政府委員(野本新一君) 一人当りの……

○委員長(伊藤修君) 全体でいいです。ね。

○政府委員(野本新一君) それは大体できると思ひます。

○委員長(伊藤修君) 又比較いたしたと、一体どのくらいの重寶になつてゐるのですか。処理ができるのかできないのか、全国では相當の未済事件があるらしいのですが、そういう点も、一体裁判官は遊んでゐるのかやつてゐるのか分らないですから、そういう点をこの際よく我々知つて置きたいと思ひます。甚だしいところになりますと、四千件くらい貯めてゐるところがある

らしいですね。仕事をせずに給料を貰っているのが……

○政府委員(野木新一君) その点は裁判所若しくは裁判所事務局と連絡いたしましたので、一応ちゃんとした数字の整理したものを出したいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 尚参考のために二十年なり二十年でよろしいのですから、その当時の成績を比較したものを頂きたい。

○政府委員(野木新一君) 承知しました。

○委員長(伊藤修君) それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後二時五十四分散会
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
委員 大野 幸一君
大野 秀次郎君
遠山 丙市君
深川タマエ君
来馬 琢道君
松井 道夫君
松井眞一郎君

政府委員

法務政務次官 牧野 寛策君
検事(法制意見) 野木 新一君
第四局長(検務局長) 高橋 一郎君

十月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、刑事補償法案
一、少年法の一部を改正する法律案

刑事補償法案

刑事補償法案

第一條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)による通常手

続又は再審若しくは非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者が同法、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)又は経済調査庁法(昭和二十三年法律第二百六号)によつて未決の抑留又は拘禁を受けた場合には、その者は、国に對して、抑留又は拘禁による補償を請求することができる。

2 上訴権回復による上訴、再審又は非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者が原判決によつてすでに刑の執行を受け、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第十一條第二項の規定による拘留を受けた場合には、その者は、国に對して、刑の執行又は拘留による補償を請求することができる。

3 刑事訴訟法第四百八十四條から第四百八十六條まで(同法第五百五條において準用する場合を含む。)の收監状による抑留及び同法第四百八十一條第二項(同法第五百五條において準用する場合を含む。)の規定による留置並びに犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百二十二号)第四十五條の引致状による抑留及び留置は、前項の規定の適用については、刑の執行又は拘留とみなす。

第二條 前條の規定により補償の請求をすることのできる者がその請求をしないで死亡した場合には、補償の請求は、相続人からすることができる。

2 死亡した者について再審又は非常上告の手続において無罪の裁判があつた場合には、補償の請求については、死亡の時に無罪の裁判

があつたものとみなす。

第三條 左の場合には、裁判所の健全な裁量により、補償の一部又は全部をしないことができる。

一 本人が、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作為することにより、起訴、未決の抑留若しくは拘禁又は有罪の裁判を受けるに至つたものと認められる場合

二 一個の裁判によつて併合罪の一部について無罪の裁判を受けても、他の部分について有罪の裁判を受けた場合

第四條 抑留又は拘禁による補償においては、前條及び次條に規定する場合を除いては、その日数に應じて、一日二百円以上四百円以下の割合による額の補償金を交付する。懲役、禁若しくは拘留の執行又は拘留による補償においても、同様である。

2 裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、うべきであつた利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならぬ。

3 死刑の執行による補償においては、五十万円以内で裁判所の相当と認める額の補償金を交付する。但し、本人の死亡によつて現に生じた財産上の損失額が証明された場合には、補償金の額は、その損失額に五十万円を加算した額の範囲内とする。

4 裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、同項但書の証明された損失額の外、本人の年齢、健康状態、収入能力その他の事情を考慮しなければならない。

5 罰金又は科料の執行による補償においては、すでに徴収した罰金又は科料の額に、これに対する徴収の日の翌日から補償の決定の日までの期間に應じ年五分の割合による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。労役場留置の執行をしたときは、第一項の規定を準用する。

6 没収の執行による補償においては、処分されなかつた没収物、処分された没収物の時価に等しい額の補償金又は徴収した追徴金の額にこれに対する徴収の日の翌日から補償の決定の日までの期間に應じ年五分の割合による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。

第五條 補償を受けるべき者が同一の原因について他の法律によつて損害賠償を受けた場合において、その損害賠償の額がこの法律によつて受けるべき補償金の額に等しいか、又はこれを越える場合には、補償をしない。その損害賠償の額がこの法律によつて受けるべき補償金の額より少いときは、損害賠償の額を差し引いて補償金の額を定めなければならない。

第六條 補償の請求は、無罪の裁判をした裁判所に対してしなければならない。

第七條 補償の請求は、無罪の裁判が確定した日から三年以内になければならない。

第八條 相続人から補償の請求をする

る場合には、本人との続柄及び同順位の人との有無を疎明するに足りる資料を提出しなければならない。

第九條 補償の請求は、代理人によつてもすることができる。

第十條 補償の請求をすることのできる同順位の人がある場合には、その一人のした補償の請求は、全員のためその全部につきしたものとみなす。

2 前項の場合には、請求をした者以外の相続人は、共同請求人として手続に参加することができる。

第十一條 裁判所は、相続人から補償の請求を受けた場合において、他に同順位の人があることを知つたときは、すみやかにその同順位の人に対し補償の請求があつた旨を通知しなければならない。

第十二條 補償の請求をすることのできる同順位の人がある場合には、補償の請求をした者は、他の全員の同意がなければ、請求を取り消すことができない。

第十三條 補償の請求をした者が請求を取り消したときは、その取消をした者は、さらに補償の請求をすることができない。

第十四條 補償の請求があつたときは、裁判所は、検察官及び請求人の意見を聞き、決定をしなければならない。決定の謄本は、検察官及び請求人に送達しなければならない。

第十五條 補償請求の手続が法令上の方式に違反し、補正することができないとき、若しくは請求人が裁判所から補正を命ぜられてこれに應じないとき、又は補償の請求

が第七條の期間の経過後にされたときは、請求を却下しなければならない。

第十六條 補償の請求が理由のあるときは、補償の決定をしなければならない。理由がないときは、請求を棄却しなければならない。

第十七條 補償の請求をすることのできる同順位の相続人が数人ある場合には、その一人に対してした前條の決定は、同順位者全員に対してしたものとなす。

第十八條 補償の請求をした者が請求の手續中死亡し、又は相続人たる身分を失つた場合において、他に請求人がないときは、請求の手續は、中断する。この場合において、請求をした者の相続人及び請求をした者と同順位の相続人は、二箇月以内に請求の手續を受け継ぐことができる。

2 裁判所は、前項の規定により手續を受け継ぐことのできる者で裁判所に知れているものに対しては、同項の期間内に請求の手續を受け継ぐことができる旨を通知しなければならない。

3 第一項の期間内に手續を受け継ぐ旨の申立がないときは、裁判所は、決定で請求を却下しなければならない。

第十九條 第十六條の決定に対しては、請求人及びこれと同順位の相続人は、即時抗告をすることができ、但し、その決定をした裁判所が高等裁判所であるときは、その高等裁判所に異議の申立をすることができ、

2 前項の即時抗告及び異議の申立

についての決定に対しては、刑事訴訟法第四百五條各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができ、

3 第九條から第十五條まで、第十七條及び前條の規定は、前二項の場合に準用する。

第二十條 補償の拂渡は、補償の決定をした裁判所に請求しなければならない。

2 補償の拂渡を受けることのできる者が数人ある場合には、その一人のした補償拂渡の請求は、補償の決定を受けた者全員のためその全部につきしたものとみなす。

3 第十一條の規定は、裁判所が補償拂渡の請求を受けた場合に準用する。

第二十一條 補償の拂渡を受けることのできる者が数人ある場合には、その一人に対する補償の拂渡は、その全員に対してしたものとみなす。

第二十二條 補償の請求権は、譲り渡すことができない。補償拂渡の請求権も、同様である。

第二十三條 この法律の決定、即時抗告、異議の申立及び第十九條第二項の抗告については、この法律に特別の定めのある場合を除いては、刑事訴訟法を準用する。期間についても、同様である。

第二十四條 裁判所は、補償の決定が確定したときは、その決定を受けた者の申立により、すみやかに決定の要旨を、官報及び新聞紙に掲載して公示しなければならない。

2 前項の申立は、補償の決定を確

定した後二箇月以内にしなければならない。

3 第一項の公示があつたときは、さらに同項の申立をすることはできない。

4 前三項の規定は、第五條前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定が確定した場合に準用する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。但し、昭和二十五年三月三十一日以前に補償の決定又は第五條前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定が確定した事件については、第二十四條の公示は、同條の規定にかかわらず、官報だけで行ふものとする。

2 刑事補償法（昭和六年法律第六十号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

3 この法律は、この法律に特別の定めのある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法の規定によつて生じた効力を妨げない。

4 日本国憲法施行後この法律施行前に無罪の裁判を受けた者に係る補償については、この法律施行後三箇月以内に、この法律の規定により補償の請求をすることができ、

5 この法律施行前補償の決定があつた事項について前項の規定による補償の請求があつた場合には、裁判所は、前にした補償の決定による補償金の額を差し引いて補償金の額を定めなければならない。

6 旧法の規定により補償をした旨

が官報に掲載されたときは、第四項の請求に対し補償の決定又は第五條前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定があつた場合でも、第二十四條の規定による申立をすることはできない。

7 前四項の規定の適用については、旧刑事訴訟法（大正十一年法律第七十五号）又は日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十六号。以下「応急措置法」という。）の規定による事項で、刑事訴訟法にその規定に相当する規定のあるものは、刑事訴訟法の規定による事項とみなす。

8 応急措置法第七條の上告において無罪の言渡を受けた者が原判決によつてすでに刑の執行を受け、又は刑法第十一條第二項の規定による拘留を受けた場合には、その刑の執行及び拘留は、この法律の適用については、第一條第二項の規定による刑の執行又は拘留とみなす。

9 刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）第二條の規定により旧刑事訴訟法及び応急措置法による場合において、これらの法律の規定による事項で刑事訴訟法にその規定に相当する規定のあるものは、この法律の適用については、刑事訴訟法の規定による事項とみなす。

少年法の一部を改正する法律案
少年法の一部を改正する法律案
少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。
第六十八條第一項中「一年間」を「二

年間に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

十一月四日本委員会に左の事件を付託された。
一、郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願（第三十七号）
一、福井県三國町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願（第九十六号）
第三十七号 昭和二十四年十月二十五日受理
郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願
請願者 福島県郡山市長 本間善庫外一名
紹介議員 橋本萬右衛門君

裁判所法によつて裁判所の構成と事件の管轄が変更されたため交通不便の地方の者には、経済事情や交通難から控訴の申立を取り止めることとなつて、憲法第三十二條の趣旨にも反するから、地理的に見て東北の要地であり、発展の必然性として訴訟件数も増加の傾向にある郡山市に仙台高等裁判所支部を設置せられたいとの請願。

第九十六号 昭和二十四年十月二十六日受理
福井県三國町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願
請願者 福井県坂井郡三國町長 宮川秀雄
紹介議員 伊藤 修君

福井県坂井郡三國町には以前三國裁判所が設置されていたが、明治三十五年国費節約のため廃庁となり施設はそのまま福井区裁判所三國出張所として登

記事務のみを取り扱い、民事および刑事に関する本郡の管轄は福井区裁判所に属しているため附近地方民は痛切にその不便を感じているから、本郡管轄の簡易裁判所および区検察庁を本町に設置せられたいとの請願。

十一月八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

- 一、裁判官の報酬等に関する法律の一部改正する法律案
- 一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の

判 事 補										簡易裁判所判事							
一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	五	六	七	八				
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号				
一万四千二百十二円	一万二千三百四十一円	一万七十七円	九千三百六円	七千六百三十八円	六千六百三十三円	一万八千二百円	一万六千四百円	一万四千二百十二円	一万二千三百四十一円	一万七十七円	九千三百六円	七千六百三十八円	六千六百三十三円				

一部を改正する法律
裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第九條中「内閣総理大臣等の俸給等に関する法律」を「特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第号)第一條第一号から第十八号まで掲げる者」に、「労働基準法の施行等に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)による超過勤務手当」を「政府職員の給与実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)による超過勤務手当、休日給及び夜勤手当」に改める。
別表中判事補及び簡易裁判所判事の項を次のように改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「内閣総理大臣等の俸給等に関する法律」を「特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第号)第一條第一号から第十八号まで掲げる者」に、「労働基準法の施行等に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)による超過勤務手当」を「政府職員の給与実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)による超過勤務手当、休日給及び夜勤手当」に改める。
第九條中「一万四千八百円」を「一万五千三百七十七円」に改める。
別表中検事及び副検事の項を次のように改める。

検 事												副 検 事							
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三	四	五	六	七	八
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
二万二千円	二万	一万八千二百円	一万六千四百円	一万五千三百七十七円	一万四千二百十二円	一万二千三百四十一円	一万七十七円	九千三百六円	八千五百五十一円	七千六百三十八円	六千六百三十三円	一万四千二百十二円	一万二千三百四十一円	一万七十七円	九千三百六円	八千五百五十一円	七千六百三十八円	六千六百三十三円	五千七百六十円

附 則

この法律は、公布の日から施行する。